○環境省告示第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十四日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　三池製錬株式会社

ロ　住所　福岡県大牟田市新開町二番地一

ハ　代表者の氏名　代表取締役　德一　博之

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福岡県大牟田市新開町二番地一、二番地七十四及び二番地百二十九

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はイ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十七年三月二十三日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　環境省九州地方環境事務所福岡事務所

ニ　福岡県環境部廃棄物対策課

ホ　大牟田市環境部廃棄物対策課

○防衛省告示第七十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｲ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ｳ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｴ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｵ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(ｶ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(ｲ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ｳ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(ｴ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(ｵ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

防衛大臣　中谷　元